

五泉市公共施設照明設備LED化事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

本市は、五泉市地球温暖化対策実行計画（ごせんエコモーションプラン）を策定し、2030年度までに公共施設におけるLED照明の導入割合100%を目指している。

本事業は、公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目標とするとともに、2027年末の蛍光灯製造禁止等を踏まえて、照明のLED化が進んでいない市内公共施設の既存照明をLED照明に更新するものであり、その実施にあたっては、LED照明の計画・調達、交換・配線工事、維持管理等に関して豊富な技術・技能を有する民間事業者から提案を受けることとして、本市にとって最良の提案を選定するために事業者を募集するものである。なお、事業方式については、事業期間の短縮及び財政負担の軽減並びに平準化を図る観点から、既存照明を賃貸借方式によりLED照明に更新するものとし、賃貸借期間中の維持管理を含むものである。

2 事業概要

(1) 事業名

五泉市公共施設照明設備LED化事業

(2) 対象施設

五泉市公共施設115施設（「別紙1対象施設一覧」のとおり）

(3) 既存照明器具の種類及び数量

「別紙2既存照明器具等一覧」のとおり

※本市の都合または優先交渉権者決定後の現地調査結果により、既存照明器具等一覧の内容が変更となる可能性があることを留意すること。

(4) 契約方式

付帯サービス付き賃貸借契約

※賃貸借物品は、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。（設定期間：令和9～20年度）

(5) 事業スケジュール

①施工期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

②施工完了報告 導入施設ごとに施工完了した年度の3月31日までに完了報告を行う。

③賃貸借期間 導入施設ごとに施工完了した年度の翌年度4月1日から10年間（120か月）

(6) 提案限度額（債務負担行為の設定額）

500,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約金額の限度額を示すものであり契約額ではない。また、本プロポーザル実施後から契約締結までの間に市場価格の大幅な変動、消費税及び地方消費税を含めた税制度の変更等があった場合には、その都度、本市との協議により対応を決定する。

(7) 事業内容

対象施設の既存照明についてLED照明に交換する提案及び現地調査を行い、本市との協議により合意した内容で契約を締結し、本事業契約期間においてLED照明及び交換に必要な付属品一式（以下「付属品」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を実施するものとする。

- ① LED照明の交換に係る計画、施工及び施工監理
 - ② 既存照明（交換に伴い不要となる器具及び部品を含む。）その他交換に伴い発生した廃材の撤去及びリサイクルまたは廃棄処分
 - ③ LED照明（器具を交換した場合は器具を含む。）の維持管理及び保証（計画期間中の無償修繕対応等）
 - ④ 賃貸借期間終了後のLED照明の本市への所有権帰属
- ※その他詳細については、「別紙3 五泉市公共施設照明設LED化事業賃貸借仕様書」のとおり

3 業者選定方式

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定

五泉市公共施設照明設備LED化事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最も高い評価を受けた応募者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、応募者が1者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 役割と業務

① 本事業で必要とする役割と分担業務は次のとおりとする。

(ア) リース役割

LED照明の賃貸借及び管理、契約等の諸手続きに関する業務を行う。

(イ) 調査設計役割

現地調査しLED照明への更新計画の策定業務を行う。

(ウ) 機器納入役割

LED照明及び付属品の納入に関する業務を行う。

(エ) 施工役割

LED照明の更新工事、維持管理に関する業務を行う。

(オ) その他の役割

上記（ア）～（エ）以外の本事業に必要とされる業務

② 各役割は複数事業者での構成も可能とする。

③ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可能とする。

④ 本プロポーザルの参加表明時に応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を

明確にするものとする。なお、提出後の構成員の変更は認めない。

(4) 参加資格

- ①本事業を行う能力を有する単独企業またはグループであること。なお、グループの場合は代表者がリース業務を行う者であること。
- ②応募者の構成員は他の応募者の構成員になることはできない。
- ③グループで応募する場合は、リース役割を担う事業者から代表者1者を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の全ての責を負うものとする。
- ④代表者は国または地方公共団体の同種事業において令和3年4月1日以降に賃貸借契約の実績を有していること。
- ⑤代表者は提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は契約に係る諸手続きを行うこと。
- ⑥応募者は参加表明書及び資格確認書類に基づき、本要領の内容を十分に履行できると認められる者であること。
- ⑦応募者は事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速な対応ができる者であること。
- ⑧応募者において施工役割を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気工事業の許可を受けた者であること。
- ⑨施工役割を担う者の選定にあたっては、市内に本店または支店を有し、市内公共施設のLED照明更新工事の実績を有する事業者を優先的に選定すること。
- ⑩応募者は契約期間中において継続的に故障、不具合等に速やかに対応するとともに、そのための部材提供・代替品供給等が可能な者であること。
- ⑪機器納入役割を担う者は次に掲げる全ての要件を満たす照明器具のメーカーを選定すること。
 - (ア) LED照明器具の製造・販売の実績が5年以上あること。
 - (イ) 国または地方公共団体が実施する類似事業の実績があること。
 - (ウ) 契約後、速やかに納入が可能となる生産供給能力を有していること。
- ⑫応募者は次に掲げる全ての条件を満たしていること。なお、複数の事業者が連携する場合は、グループを構成する全ての事業者が当該条件を満たしていること。
 - (ア) 五泉市建設工事請負業者等指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
 - (エ) 国税及び地方税に滞納がないこと。
 - (オ) 本プロポーザルの実施の日から優先交渉権者の決定までの期間に、五泉市暴力団

排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号及び第2号に掲げる者でないこと。

4 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、スケジュールは予定であり変更する場合がある。

項 目	日 程
実施要領等の公表（市ホームページで公開）	令和8年7月1日（水）
質問の受付期限	令和8年7月8日（水）
質問に対する回答	令和8年7月14日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年7月17日（金）
参加資格確認結果の通知期限	令和8年7月21日（火）
提案書等の提出期限	令和8年7月31日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年8月7日（金）
審査結果通知（優先交渉権者の決定）	令和8年8月10日（月）
優先交渉権者による現地詳細調査	令和8年8月17日(月)～11月20日(金)
契約内容に関する詳細協議	令和8年11月下旬
賃貸借契約の締結	令和8年11月下旬
各施設照明設備LED化工事	契約締結日の翌日～令和11年3月31日
賃貸借期間①（令和8年度施工完了施設分）	令和9年4月1日から10年間
賃貸借期間②（令和9年度施工完了施設分）	令和10年4月1日から10年間
賃貸借期間③（令和10年度施工完了施設分）	令和11年4月1日から10年間

5 質問の受付・回答

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールに質問書（様式第1号）を添付して下記メールアドレス宛に指定する件名で送信すること。

【送信先】五泉市環境保全課メールアドレス kankyo@city.gosen.lg.jp

【件 名】五泉市公共施設照明設備LED化事業に関する質問書（事業者名）

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括して回答書として取りまとめ、令和8年7月14日（火）午後3時頃までに本市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称は非公表とし、質問事項が重複していると判断した場合は、整理したうえで回答する。

※仕様書の補足等が掲載されることもあるため、質問に対する回答については参加表明書等の提出前に必ず確認すること。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時

(2) 提出方法

郵送または持参（必着）

※郵送の場合は電話等により郵送した旨を連絡すること。

(3) 提出書類

以下の提出書類を各1部提出すること。

①参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は代表企業名で作成し提出すること。

②グループ構成表（様式第3号）

「3 業者選定方式の（3）役割と業務」に記載のとおり、それぞれの役割を担う事業者を記載すること。なお、単体での応募の場合は不要とする。

③事業者概要書（様式第4号）

グループを構成する事業者の所在地、決算の状況、社員数などについて記載すること。また、業種に関する許認可、登録を証明する書類（コピー可）及び参加表明書等の提出日から3か月以内に発行された商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）（コピー可）を添付すること。

④施工協力業者・下請業者一覧（様式第5号）

施工役割に関し、協力業者または下請業者に依頼する場合は、当該事業者の一覧を作成し提出すること。なお、単体での応募の場合は不要とする。

⑤納税証明書

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（コピー可）を提出すること。また、五泉市内に本社・本店所在地が存在するなどにより納税義務が生じている場合は、五泉市納税証明書（コピー可）を併せて提出すること。

⑥財務諸表

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの（コピー可）を提出すること。

(4) 提出部数 1部

7 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限

令和8年7月21日（火）

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先担当者に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時

(2) 提出方法

郵送または持参（必着）

(3) 提出書類

インデックスを付したうえで次の順に左綴じし、1冊に製本して提出すること。

①企画提案書提出届（様式第6号）

②企画提案書（任意様式）

③公共施設照明設備LED化事業実績調書（様式第7号－1、－2、－3）

④賃貸借料見積書（様式第8号及び別紙）

⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第9号）

(4) 提出部数10部

9 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書の規格

①企画提案書は任意様式とし、様式の規格は日本産業規格A4版とすること。なお、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に織り込むことも可能とする。

②最大10ページを上限とし、A3版を織り込む場合は片面につき2ページ分と換算すること。

(2) 企画提案書の構成

「別紙3五泉市公共施設照明設備LED化事業賃貸借仕様書」を踏まえ、次の内容を記載すること。

①施工計画に関する提案（任意様式）

(ア) 施工方法・作業期間

「別紙1対象施設一覧」に示した施設ごとに施工方法や作業期間等について、施設運営への影響を最小限としたうえで、速やかな施工完了を目指すための配慮または工夫する点を記載すること。

また、令和8年度中に施工完了させる施設と令和9年度中及び令和10年度中に施工完了させる施設が分かるよう施設ごとの施工スケジュールを記載すること。

(イ) 施工体制

五泉市内事業者の積極的な活用及び地域活性化に資する点を記載すること。また、想定している五泉市内事業者数と工事全体に占める五泉市内事業者が請け負う割合（更新する照明器具の割合）についても記載すること。

(ウ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。なお、G13口金直管LEDランプに交換する場合は、光源がJLMA301に準拠していること。また、既存照明器具のLED化改造工事を行う際はガ

イド301を遵守することを条件とする。

(エ) 連絡体制

施工中の災害や事故などが発生した際の連絡体制について記載すること。

②照明器具の選定に関する提案（任意様式）

「別紙2既存照明器具等一覧」による対象施設の照明器具の状況を理解したうえで、場所ごとに必要となる照度を確保できる照明器具を選定するものとし、品質や性能、安全性、その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するかを記載すること。また、必要に応じて、照明器具の姿図や性能等が分かる資料を提出することとし、この資料の添付に関しては、9（1）に規定する書式によらず枚数にも含めないものとするが、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

③維持管理に関する提案（任意様式）

(ア) 保守体制

施工後の維持管理業務に関し、LED照明の点検や補修などの計画内容について記載すること。また、LED照明の不具合時の対応体制等について記載すること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

④その他の提案（任意様式）

①から③までの内容以外に本市にとって有益となる提案があれば記載すること。

(3) 賃貸借料見積書（様式第8号）

本事業に要する賃貸借料（機器費、更新工事費、諸経費、維持管理費、リース料等を含む全体の額）について見積りを行うこと。また、施設ごとの賃貸借料が分かる内訳明細書（様式第8号別紙任意様式）を添付すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 開催日

令和8年8月7日（金）午後1時30分

(2) 会場

五泉市役所301会議室（3階）

(3) 出席者

出席者は5名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

(4) 備考

①参加表明書等の受付順により1者30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）のヒアリングを行う。

②プレゼンテーションは提出した企画提案書等の内容に基づく説明を基本とするが、必要に応じてパワーポイント等の活用も可とする。ただし、内容については提出書類に記載された範囲内において説明用に編集を加えたものとする。

③プレゼンテーションには事務局が用意したプロジェクター（HDMI接続）等を使用

- することができる。また、その際は予め事務局に連絡のうえPC等は持参すること。
- ④プレゼンテーションの準備に要する時間は、入室後10分以内とする。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

1.1 評価項目及び採点方法

- (1) 審査委員が下記「評価基準」に基づいて採点を行い、評価点を合計した総合点で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- (2) 最高得点の者が同点で複数いる場合は見積金額の安価な者を上位とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても同様の審査を行い、提案内容が要求する仕様を満たしていると認められる場合はその事業者を優先交渉権者とする。
- (4) 評価基準及び評価項目等は下記のとおりとする。

評価項目		評価の着目点	配点	対象書類
事業体制	事業の遂行体制	事業を円滑・確実に履行できる体制、経営基盤であるか。グループの場合は役割分担が明確かつ適切なものとなっているか。	5点	様式第3号 様式第4号
	過去の実績	国または地方公共団体の同事業におけるLED照明の導入実績は十分か。	10点	様式第7号
施工体制	施工方法・工程	人員配置及び工程等に十分な配慮があり、施設運営に及ぼす影響が少ないとともに、電力使用量が多い施設を優先的に速やかな完了を目指せる施工計画となっているか。	15点	任意様式
	施工体制	市内事業者を積極的に活用し、地域経済の活性化に資する提案となっているか。	25点	様式第3号 様式第5号 任意様式
	品質管理・連絡体制	施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。施工中の事故等における連絡体制が適切であるか。	5点	任意様式
機器	機器の選定方法	LED照明の製品性能は条件を満たし、かつ優れているか。	5点	任意様式
保守	維持管理方法・体制	不具合時に迅速に対応できる維持管理体制の構築及び保証内容が適切となっているか。	10点	任意様式
事業の提案額		見積金額に妥当性があり、提案額が債務負担行為の設定額の範囲内かつ安価に設定されているか。	15点	様式第8号
創意工夫		本市にとって有益性のある独自提案があるか。	10点	任意様式
合 計			100点	

1.2 審査結果

審査結果は文書により提案者全員に送付するとともに、市ホームページで公開する。また、審査結果に対する異議申立ては認めない。

1.3 参加報酬の有無

本プロポーザルに係る全ての経費は提案者の負担とする。

1 4 参加に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。また、提出された提案書は本プロポーザルの実施のために使用するにあたり複写等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他目的のために使用しない。

(2) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料または維持管理方法等を使用した結果生じた責任は提案者が負うものとする。

(3) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。なお、電灯設備平面図等は提供しない。

(4) 複数提案の禁止

提案者は1つの提案しか行うことができない。

(5) 複数参加の禁止

提案者の「3業者選定方式(3)役割と業務」の委託先事業者は他の提案者の委託先になることはできない。

(6) 委託先の変更の禁止

参加表明書等の提出後においては、提案者の「3業者選定方式(3)役割と業務」の委託先を変更することはできない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出された企画提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内においての誤字等の軽微な修正等はこの限りでない。

1 5 契約に関する事項

(1) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は契約対象となる施設について現地調査を行い、本市が指定する様式により改めて見積書を提出すること。また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

(2) 契約の締結

契約内容について本市との協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、賃貸借契約を締結する。なお、本市と契約候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

(3) 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担については、原則として「別表第1 予測されるリスクと責任分担」によるものとする。なお、別表第1に該当しない事由が発生した場合は別途協議を行うものとする。

1 6 その他留意事項

(1) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載がある場合
- ③提出書類が提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ④提出書類が実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ⑤提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ⑥他者の提出書類を盗用した疑いがある場合
- ⑦見積額が提案限度額を超過している場合
- ⑧「3業者選定方式(4)参加資格」に定める資格を失った場合
- ⑨選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑩その他実施要領に違反すると認められた場合

(2) 参加表明書等提出以降に辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに辞退届(様式第10号)を持参または郵送(必着)により提出すること。

1 7 問い合わせ先及び提出先

〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所環境保全課環境政策係

TEL : 0250-43-3911 FAX : 0250-41-0006

E-Mail : kankyo@city.gosen.lg.jp